



●幼・保育園、学校でケガや病気をしたら

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、**福祉医療の対象となりません**のでご注意ください。

園や学校でケガや病気をしたら

- 病院に学校管理下での負傷または疾病であることを伝える
- 窓口で福祉医療は使用しないことを伝え、自己負担額をお支払いください



この時支払った医療費については、園や学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

※高校も対象です。

＜給付対象となる医療費＞

初診から治ゆまでの医療費総額（医療費の10割）が、5,000円以上のもので



窓口で支払う医療費の自己負担額が

3割負担の場合 → 1,500円を超えた場合

2割負担の場合 → 1,000円を超えた場合

もし、病院で福祉医療を使用した場合は、後日自己負担額を町に戻していただくことになりますのでご注意ください。※高校の場合はこちらで確認できませんのでご連絡ください。

●受給者証の再交付

受給者証を紛失または破(汚)損した際は再交付できます。お越しになる方の**身分証明書**をお持ちになり、**役場福祉保健課**で申請し、再交付を受けてください。

●受給者証の更新

毎年8月に所得審査による更新があるため、有効期限が年齢要件で設定されている方以外は7月31日までとなっています。美郷町では、届出の内容に変更がない限り自動更新することとしておりますので、毎年7月下旬に新しい期限の受給者証をご自宅に郵送しています。なお、転入等により前年の所得が不明な方については、事前に所得課税証明書等の提出を求める場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

●所得制限基準表

扶養親族の数	父または母の所得額	扶養義務者の所得額
0人	2,100,000円	5,148,000円
1人	2,480,000円	5,397,000円
2人	2,860,000円	5,610,000円
3人	3,240,000円	5,823,000円
4人	3,620,000円	6,036,000円
5人	4,000,000円	6,249,000円

＊問い合わせ・届出先＊

美郷町役場
福祉保健課医療保険班

TEL:0187-84-4907

〒019-1541

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 170 番地 10

ひとり親家庭の児童生徒等 の福祉医療制度

令和7年度

【令和7.8.1～令和8.7.31】



美郷町

●福祉医療とは

福祉医療とは病院や薬局での医療費の自己負担相当額を秋田県と美郷町で負担する制度です。ひとり親家庭の児童生徒等のほか、乳幼児および小・中・高校生等、身体障がい者等の方々が対象となります。

●受給要件

平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた次の区分に該当する児童生徒等で、保護者及び扶養義務者の所得が基準内の場合、該当となります。

区分75

- ◆母子家庭の児童生徒等（死別・離婚・未婚）
- ◆父の生死が1年以上明らかでない児童生徒等
- ◆父から1年以上遺棄されている児童生徒等
- ◆父が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による命令を受けた児童生徒等
- ◆両親のいない児童生徒等
- ◆父が下記①～⑪の状態にある児童生徒等
- ①（一）両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
（二）一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
（三）ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
（四）自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
- ③両上肢の機能に著しい障害を有している
- ④両上肢の全ての指が欠けている
- ⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有している
- ⑥両下肢の機能に著しい障害を有している
- ⑦両下肢の足関節以上が欠けている
- ⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有している

- ⑨上記①～⑧のほか、身体の機能に労働することが不能かつ常時介護を必要とする程度の障害を有している
- ⑩精神に労働することが不能かつ常時監視又は介護を必要とする程度の障害を有している
- ⑪傷病が治らず、長期にわたる高度の安静と常時監視又は介護を必要とする程度の障害を有し、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6か月を経過している

区分76

- ◆父子家庭の児童生徒等（死別・離婚・未婚）
- ◆母の生死が1年以上明らかでない児童生徒等
- ◆母から1年以上遺棄されている児童生徒等
- ◆母が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による命令を受けた児童生徒等
- ◆母が左記①～⑪の状態にある児童生徒等

戸籍・住民票上、ひとり親家庭の状態であっても、生活の実態が異なる場合（離婚後も同居を継続したり、内縁の配偶者等との同居など）は、公平性に欠けるため、この制度は適用となりませんのでご注意ください。

●受給資格の始期・終期

始期：受給要件該当月（又は申請月）の初日
終期：・18歳に達する年度の3月31日まで
・ひとり親家庭でなくなった日またはその月末

●受給者証の有効期限

令和 8 年 7 月 31 日まで
※平成 19 年 4 月 2 日～平成 20 年 4 月 1 日生まれの方は18歳に達するため、有効期限が
令和 8 年 3 月 31 日まで となります。

●受給者証が使えない場合があります

福祉医療制度は次の場合使用できませんのでご注意ください。

- ①県外の医療機関における受診
- ②県内医療機関で受給者証を提示しなかった場合
- ③医師の指示で治療用装具（コルセット、弱視用メガネなど）を購入したとき
- ④健康保険適用外の治療費等

●医療機関で自己負担を支払った場合

上記のうち、①・②・③の理由で医療機関に自己負担分を支払ってきた場合は、役場福祉保健課で申請することにより医療費の還付を受けることができます。

《手続きに必要なもの》

- 医療機関に支払った際の領収書
- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険資格確認書類
- 申請者（受給者の父又は母）の通帳
- 印鑑（社会保険加入者）
- 医師の作成指示書（③の場合）
- 療養給付費支給決定通知書（③の場合で、社会保険加入者）

●受給状況（健康保険、住所氏名等）が変わったときは届け出が必要です！

《手続きに必要なもの》

- 変更届出書（※）
- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険資格確認書類

※「変更届出書」は役場福祉保健課に備え付けておりますので、手続きの際は窓口においで下さい。

